

織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保險者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定めているときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。

前項の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

第七条 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けた規約の変更であつて前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしてきたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、第四条第三号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

第二項第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。ただし、当該変更が同項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合には、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。

第三節 企業年金基金

第八条 基金は、実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもつて組織する。

(法人格)

第九条 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第十条 基金は、その名称中に企業年金基金といふ文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、企業年金基金という名称を用いてはならない。

(基金の規約で定める事項)

第十一條 第三条第一項第二号の基金の設立の認可を受けようとするときは、規約において、第

四条第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

(理事長が選任されるまでの間の理事長の職務)

第十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をして事業主が、理事長の職務を行う。この場合においては、当該事業主は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

(政令への委任)

第二十条 前二条に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他の代議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(役員)

第二十一条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

3 理事のうち一人を理事長とし、事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選舉する。

4 監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第二十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

(理事長の代表権の制限)

第二十三条 基金と理事長(前条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(政令への委任)

第二十四条 前三条に定めるもののほか、役員に關し必要な事項は、政令で定める。

2 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(成立の時期)

第十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は事業主において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は加入者において互選する。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

1 規約の変更

2 每事業年度の予算

3 每事業年度の事業報告及び決算

4 その他規約で定める事項

2 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(政令への委任)

品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合にはあっては、当該基金の同意を得たときに限る。

3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項又は第三十一条の四第一項の規定に基づき、独立行政法人労働者退職金共済機構（第八十二条の五第一項及び第八十二条の六第一項において「機構」という。）から同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し又は同法第三十二条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けたときは、これらの金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。

（掛金の額の基準）

第五十七条 挂金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう計算されるものでなければならない。

（財政再計算）

第五十八条 事業主等は、少なくとも五年ごとに前条の規定に従つて掛金の額を再計算しなければならない。

2 事業主等は、前項の規定にかかるわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の厚生労働省令で定める場合は、前条の基準に従つて、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。

第六章 積立金の積立て及び運用

（積立金の積立て）

第五十九条 事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）を積み立てなければならない。

（積立金の額）

第六十条 積立金の額は、加入者及び加入者であつた者（以下「加入者等」という。）に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならぬ。

2 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）

第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金

3 最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（決算における責任準備金の額等の計算）

第六十六条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が前条第二項に規定する責任準備金の額（以下「責任準備金の額」という。）及び同条第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）を上回つていかうかどうかを計算しなければならない。

（積立不足に伴う掛金の再計算）

第六十七条 事業主等は、前条の規定による計算の結果、積立金の額が、責任準備金の額に照らし厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回つている場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の基準に従つて掛金の額を再計算しなければならない。

（積立不足に伴う掛金の拠出）

第六十八条 事業主は、第六十一条の規定による計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下回つている場合には、当該下回つた額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより掛金として拠出しなければならない。

（積立上限額を超える場合の掛金の控除）

第六十九条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が次項に規定する積立上限額を超過する場合には、当該上回つた額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、第五十五条第三項に定めるところにより算定した掛金の額から厚生労働省令で定めるところにより控除しなければならない。

（積立上限額）

第六十条 積立金の額は、加入者及び加入者であつた者（以下「加入者等」という。）に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならぬ。

2 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）

第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金

3 最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（決算における責任準備金の額等の計算）

第六十六条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が前条第二項に規定する責任準備金の額（以下「責任準備金の額」という。）及び同条第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）を上回つていかうかどうかを計算しなければならない。

（積立不足に伴う掛金の再計算）

第六十七条 事業主等は、前条の規定による計算の結果、積立金の額が、責任準備金の額に照らし厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回つている場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の基準に従つて掛金の額を再計算しなければならない。

（積立不足に伴う掛金の拠出）

第六十八条 事業主は、第六十一条の規定による計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下回つている場合には、当該下回つた額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより掛金として拠出しなければならない。

（積立上限額を超える場合の掛金の控除）

第六十九条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が次項に規定する積立上限額を超過する場合には、当該上回つた額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、第五十五条第三項に定めるところにより算定した掛金の額から厚生労働省令で定めるところにより控除しなければならない。

（積立上限額）

第六十条 積立金の額は、加入者及び加入者であつた者（以下「加入者等」という。）に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならぬ。

2 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）

第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金

3 の管理及び運用について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）を相手方とする生命共済の契約

4 基金は、第一項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、金融機関又は金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）との他の政令で定めるもの（次項において「金融機関等」という。）を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買その他政令で定める方法により積立金を運用することができる。

5 基金は、前項に規定する有価証券の売買その他政令で定める方法により積立金を運用する場合においては、金融機関等と当該運用に係る積立金の管理の委託に関する契約を締結しなければならない。

（積立金の運用）

第六十七条 積立金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行わなければならぬ。

（政令への委任）

第六十八条 この章に定めるもののほか、積立金の積立て及び運用に関し必要な事項は、政令で定める。

（第七章 行為準則）

第六十九条 事業主は、法令、法令に基づいて厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもつて、資産管理運用契約を締結するものとして厚生労働省令で定める行為

（基金の積立金の運用に関する契約）

第六十六条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関する契約又は投資一任契約を締結しなければならない。

2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る

（基金の理事の行為準則）

第七十条 基金の理事会は、法令、法令に基づいて厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の

議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもつて、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約（以下「基金資産運用契約」という。）を締結すること。

二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもつて、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為。

3 基金の理事が第二十二条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4 基金は、この条の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

（資産管理運用機関の行為準則）

第七十一条 資産管理運用機関（契約金融商品取引業者を含む。）は、法令及び資産管理運用契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

（基金が締結した基金資産運用契約の相手方の行為準則）

第七十二条 基金が締結した基金資産運用契約の相手方は、法令及び基金資産運用契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

（業務概況の周知）

第七十三条 事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、その確定給付企業年金に係る業務の概況について、加入者に周知させなければならない。

2 事業主等は、前項に規定する業務の概況について、加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負つているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第八章 確定給付企業年金間の移行等

（規約型企業年金の統合）

第七十四条 確定給付企業年金（基金型企業年金を除く。以下「規約型企業年金」という。）を実施する事業主は、厚生労働大臣の承認を受け

て、当該規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合することができる。

2 前項の承認の申請は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者の数が、第十二条第一項第四号（基金を共同して設立している場合における基金の被保険者の数）が二以上である場合は、同項第五号の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならない。

3 分割を行う場合においては、分割により設立された基金の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意（第七十八条においては、同項第五号）の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならない。

4 第七十四条第三項の規定は、第一項の労働組合等の同意を得る場合について準用する。（確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例）

（確定給付企業年金を実施している場合における事業主が二以上である場合又は基金が二以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならない）

3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、各実施事業所について得なければならない。

4 第一項の規定により統合された規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、第三条第一項第一号の承認を受けたもののみなす。（規約型企業年金の分割）

（規約型企業年金の分割）

第七十五条 規約型企業年金を共同して実施している事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該規約型企業年金を分割することができる。

2 前項の規定により分割された規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、第三条第一項第一号の承認を受けたもののみなす。

3 第一項に規定する規約型企業年金の規約は、同項の承認があつた時に、その効力を失う。（規約型企業年金の分割）

（規約型企業年金の分割）

第七十六条 基金は、合併しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行われなければならない。

3 合併によつて基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

4 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

（基金の分割）

第七十七条 基金は、分割しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定により分割された基金の権利義務は、第一項第一号の承認を受けたものにより算定された額を、掛金として一括して拠出する旨を定めていること。

（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転）

第七十九条 事業主等（以下この条において「移転事業主等」という。）は、確定給付企業年金（以下この条において「移転確定給付企業年金」という。）の実施事業所（政令で定める場合においては、実施事業所の一部。以下この項においては、実施事業所の一部。以下この項においては、実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他他の実施事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかるらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定された額を、掛金として一括して拠出する旨を定めていること。

（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転）

第七十九条 事業主等（以下この条において「移転事業主等」という。）は、確定給付企業年金（以下この条において「移転確定給付企業年金」という。）の実施事業所（政令で定める場合においては、実施事業所の一部。以下この項においては、実施事業所の一部。以下この項においては、実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合においては、認可。以下この項において同じ。）を受けて、承継確定給付企業年金」という。）の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合においては、認可。以下この項において同じ。）を受けて、承継確定給付企業年金の事

業主等（以下この条において「承継事業主等」という。）に、当該実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。ただし、当該加入者等の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認を受けずに、当該同意を得た加入者等に係る当該権利義務の移転を申し出ることができる。

承継事業主等は、前項本文の規定による申出があつたときは厚生労働大臣の承認（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合については、認可）を受けて、同項本文の権利義務を承継し、同項ただし書の規定による申出があつたときは移転確定給付企業年金の加入者等の同意を得て、同項ただし書の権利義務を承継することができる。

前項の規定により承継事業主等が権利義務を承継する場合においては、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から承継確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。

第74条第二項及び第三項の規定は第一項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は第二項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。（基金から規約型企業年金への移行）

第81条 基金は、その実施事業所の事業主（基金を共同して設立している場合にあつては、当該基金を設立している事業主の全部）が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受け、当該規約型企業年金の事業主に、当該基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認を受け、同項の権利義務を承継することができる。

第七十四条第二項及び第三項の規定は、移転事業主等（移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第一項の承認の申請を行う場合及び承継事業主等（承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第二項の承認の申請を行う場合について準用する。

第七十六条第一項の規定は、移転事業主等（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第二項の認可の申請を行う場合及び承継事業主等（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第二項の認可の申請を行なう場合について準用する。（規約型企業年金から基金への移行）

第八十条 規約型企業年金の事業主は、当該事業主（規約型企業年金を共同して実施している場合にあっては、当該規約型企業年金を実施している事業主の全部）が基金を設立しているところが、又は設立することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受け、当該規約型企業年金に係る給付の支給を行うことができる。

当該規約型企業年金は、前項の認可があつたときに第八十四条第一項の規定による規約型企業承継することができる。当該規約型企業年金は、前項の認可があつたときに第八十四条第一項の規定による規約型企業承継することができる。

年金の終了の承認があつたものとみなす。この場合において、第八十七条、第八十八条並びに第八十九条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

第二項の規定により当該基金が権利義務を承継する場合においては、当該規約型企業年金の資産管理運用機関から当該基金に積立金を移換するものとする。

第七十四条第二項及び第三項の規定は第一項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は第二項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。（基金から規約型企業年金への移行）

第81条 基金は、その実施事業所の事業主（基金を共同して設立している場合にあつては、当該基金を設立している事業主の全部）が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受け、当該規約型企業年金の事業主に、当該基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認を受け、同項の権利義務を承継することができる。

第七十四条第二項及び第三項の規定は、移転事業主等（移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第一項の承認の申請を行う場合及び承継事業主等（承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第二項の承認の申請を行う場合について準用する。

第七十六条第一項の規定は、移転事業主等（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第二項の認可の申請を行う場合及び承継事業主等（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第二項の認可の申請を行なう場合について準用する。（規約型企業年金から基金への移行）

第八十条 規約型企業年金の事業主は、当該事業主（規約型企業年金を共同して実施している場合にあっては、当該規約型企業年金を実施している事業主の全部）が基金を設立しているところが、又は設立することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受け、当該規約型企業年金に係る給付の支給を行うことができる。

当該規約型企業年金は、前項の認可があつたときに第八十四条第一項の規定による規約型企業承継することができる。当該規約型企業年金は、前項の認可があつたときに第八十四条第一項の規定による規約型企業承継することができる。

金一」という。）の加入者の資格を取得した場合であつて、移転先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められていふときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

第二項の規定を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）とされるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならぬ。

移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

第七項の規定は、適用しない。

第四項の規定により移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下「老齢給付金等」という。）の支給を行なうものとする。

当該基金は、前項の承認があつた時に第八十五条第一項の規定による基金の解散の認可があつたものとみなす。この場合において、第八十

七条、第八十八条並びに第八十九条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

第二項の規定により当該規約型企業年金の事業主が権利義務を承継する場合においては、当該基金から当該規約型企業年金の資産管理運用機関に積立金及び第八十九条第六項に規定する残余財産を移換するものとする。

第七十六条第二項の規定は第一項の認可の申請を行う場合について、第七十四条第二項及び第三項の規定は第二項の承認の申請を行う場合について、それぞれ準用する。（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第八十二条 この章に定めるもののほか、規約型企業年金の統合及び分割、基金の合併及び分割、実施事業所の増減、確定給付企業年金間の権利義務の移転及び承継並びに脱退一時金相当額の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等

（確定拠出年金を実施する場合における手続等）

第八十二条の二 事業主等は、規約で定めたところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「もの」とあるのは「もの及び第八十二条の二第六項の規定により移換されたもの」とする。

前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該確定給付企業所に使用される加入者の個人別管理資産（確定拠出年法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。第六項において同じ。）に充てた場合には、政令で定めるところにより、当該

積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関（同第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいわう。以下同じ。）に移換することができる。

前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

前項の規定においては、当該企業型年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

前項の規定においては、当該企業型年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

前項の規定においては、当該企業型年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

前項の規定においては、当該企業型年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

前項の規定においては、当該企業型年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

前項の規定においては、当該企業型年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

前項の規定においては、当該企業型年金の加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者（以下この条において「移換加入者以外の加入者」という。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

年金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。
(確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退
一時金相当額の移換)

第八十二条の三 確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。次条第一項及び第九十一条の二十八第一項において同じ。)の資格を取得したときは、当該確定給付企業年金の事業主等に当該企業型年金の資産管理運用機関又は同法第二条第五項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

当該確定給付企業年金の資産管理運用機関又は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者は、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給によるとする。

当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該確定給付企業年金の事業主等に当該企業型年金の資産管理運用機関又は同法第二条第五項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることとする。

当該確定給付企業年金の企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第九十一条の二十八第四項において同じ。)又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

前各項に定めるもののはか、確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換に係る必要な事項は、政令で定める。
(確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換)

第八十二条の四 終了制度加入者等(第八十九条第五項に規定する終了制度加入者等をいい、遺族給付金の受給権を有していた者を除く。以下のこの条において同じ。)は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、終了した確定給付企業年金の清算人に同項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

4 国民年金基金連合会は、第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、その旨を当該終了制度加入者等に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

(確定給付企業年金から直接行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換)

第八十二条の五 実施事業所の事業主が会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為(以下この項において「合併等」という。)をした場合であつて、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによつて、当該加入者であった者の同意を得て、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に機構への当該同意を得た加入者であつた者に係る積立金(第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、第八十九条第六項に規定する残余財産)の移換を申し出ることができる。

2 事業主等は、前項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

3 第一項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により残余財産を移換したときは、第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、同項に規定する終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から確定給付企業年金への資産の移換)

第八十二条の六 事業主等は、その資産管理運用機関等が確定拠出年金法第五十四条の四第二項

若しくは第七十四条の四第二項の規定によりこれらの方に規定する個人別管理資産の移換を受けた場合又は中小企業退職金共済法第十七条第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定により機構から同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し若しくは同法第三十三条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、政令で定める基準に従い規約で定めることにより、当該加入者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

事業主等は、前項の規定により老齢給付金等の支給を行つこととなつたときは、その旨を当該加入者に通知しなければならない。

第十一章 確定給付企業年金の終了及び清算（確定給付企業年金の終了）

第八十三条 規約型企業年金は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合に終了する。

一 次条第一項の規定による終了の承認があつたとき。

二 第八十六条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。

三 第百二条第三項又は第六項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

基金は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合に解散する。この場合において、当該基金型企業年金は、終了したものとする。

一 第八十五条第一項の認可があつたとき。

二 第百二条第六項の規定による基金の解散の命令があつたとき。

（厚生労働大臣の承認による終了）

第八十四条 事業主は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。

二 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

三 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合において、同条第三項中「承認を受けた規約」とあるのは、「承認を受けた旨」と読み替えるものとする。

第八十五条 基金は、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決したときは、又は基金の事業の継続が不可能となつたときは、厚生労働大臣の認可を受けて、解散することができる。

第二 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の解散の認可があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「承認を受けた規約」とあるのは、「認可を受けた旨」と読み替えるものとする。

(規約型企業年金の規約の失効)

第八十六条 事業主（確定給付企業年金を共同して実施している場合にあつては、当該確定給付企業年金を実施している事業主の全部）が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その実施する規約型企業年金の規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 事業主が死亡したとき その相続人

二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 厚生年金適用事業所の事業主でなくなつたとき（前各号に掲げる場合を除く。）厚生年金適用事業所の事業主であつた個人又は厚生年金適用事業所の事業主であつた法人を代表する役員

（終了時の掛金の一括拠出）

第八十七条 第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回るときは、第五十五条第一項の規定により確定給付企業年金が終了したときは、当該確定給付企業年金の加入者であつた者に係る給付企

の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給又は第八十一条の二第二項若しくは第八十二条の三第二項の規定により終了した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算中の基金の能力)

第八十八条の二 解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人等)

第八十九条 契約型企業年金が第八十三条第一項第一号又は第二号の規定により終了したときは、規約で定める者が、その清算人となる。

2 基金が第八十三条第二項第一号の規定により解散したときは、理事事が、その清算人となる。ただし、規約別段の定めがあるとき、又は代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかると、事業主その他政令で定める者は、その実施する確定給付企業年金の清算人になることができない。

4 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一 第一項又は第二項の規定により清算人となる者がいないとき。

二 規約型企業年金が第八十三条第一項第三号の規定により終了したとき、又は基金が同条第一項の規定により解散したとき。

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

5 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、規約型企業年金においては事業主、基金型企業年金においては基金が負担する。

6 終了した確定給付企業年金の残余財産(政令で定めるものを除く)は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、その終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負つていては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

7 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(清算人の職務及び権限)

第八十九条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済(規約型企業年金にあっては、確定給付企業年金に係るものに限る)。

三 残余財産の分配

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第八十九条の三 清算人は、その就職の日から二年以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知り得ている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知り得ている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
(期間経過後の債権の申出)

清算人は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十九条の四 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、事業主等の債務(規約型企業年金にあっては、確定給付企業年金に係るものに限り、資産管理運用機関の債務を含む)が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算に係る報告の徵収等)

第八十九条 厚生労働大臣は、終了した規約型企業年金又は解散した基金について必要があると認めると、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該終了した規約型企業年金に係る実施事業所若しくは基金の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実際にその状況を検査せることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、(発起人)(創立総会)

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

2 連合会でない者は、企業年金連合会といふ名称を用いてはならない。

3 第九十二条の三 連合会は、法人とする。

2 連合会の名称中に企業年金連合会といふ文字を用いなければならない。

2 連合会を設立するには、その会員となるうとする二十以上の事業主等が発起人とならなければならない。

3 第九十二条の四 連合会は、法人とする。

2 連合会の名称中に企業年金連合会といふ文字を用いなければならない。

いて、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ぜることができる。規約型企業年金を実施していた事業主若しくはその清算人又は解散した基金若しくはその清算人に対し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ぜることができる。規約型企業年金を実施していた事業主若しくはその清算人又は解散した基金若しくはその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該事業主又は基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の解任を命ずることができる。

第五章 (政令への委任)

第九十一条 この章に定めるもののほか、確定給付企業年金の終了及び清算に係る必要な事項は、政令で定める。

第五章 (政令への委任)

第九十二条 連合会の議事は、会員たる資格を有する者により行われる。ただし、会員の資格に関する規定については、この限りでない。

第六章 (連合会の設立)

第九十三条 連合会の設立の同意を申し出た者は、連合会が成立したときは、その成立の日に会員の資格を取得するものとする。

第六章 (連合会の設立)

第九十四条 連合会の設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十五条 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

第六章 (連合会の設立)

第九十六条 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

第六章 (連合会の設立)

第九十七条 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

第六章 (連合会の設立)

第九十八条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十九条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十一条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十二条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十三条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十四条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十五条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

第九十六条 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

第六章 (連合会の設立)

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

第三章 (連合会の運営)

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

第三章 (連合会の運営)

2 前項の規約は、会日の二週間前までにしなければならない。

第三章 (連合会の運営)

連合会は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れ。

5 (連合会から確定拠出年金への積立金の移換) 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(連合会から確定拠出年金への積立金の移換)

第九十一条の二十八 中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

連合会は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を移換されたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。(政令への委任)

第九十一条の二十九 前二条に定めるもののほか、連合会からの積立金の移換に関する必要な事項は、政令で定める。

第四節 解散及び清算

第九十一条の三十 (解散) 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決

二 第百二条第六項の規定による解散の命令

3 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受ける。

(連合会の解散による年金給付等の支給に関する義務等の消滅)

第九十二条の三十一 連合会は、解散したときは、中途脱退者、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者に係る年金給付及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった年金給付若しくは一時金でまだ支給していないものの支給又は第九十一条の二十七第二項若しくは第九十二条の二十八第二項の規定により解散した日までに移換すべきであった積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第九十三条の三十二 連合会が第九十一条の三十第一項第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第九十一条の三十第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。

3 第八十八条の二、第八十九条第四項(第二号を除く)及び第五項並びに第八十九条の二から第九十一条までの規定は、連合会の清算について準用する。

第九十二条 確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金についての税

制上の措置

第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算)

第九十五条 事業主等は、事業年度その他の財務について、給付の設計、掛金の額の計算及び決算を行わなければならない。

第九十六条 事業主等は、適正な年金数理に基づいて、給付の設計及び決算を行わなければならない。

2 連合会は、適正な年金数理に基づいて、給付の設計及び決算を行わなければならない。

(年金数理)

第九十七条 この法律に基づき事業主等(第三条第一項各号若しくは第七十七条第四項の規定に基づき確定給付企業年金を実施しようとする事業主又は第七十六条第三項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員会を含む)又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、記名したものでなければならぬ。

2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うため必要な知識経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

(書類等の提出)

第九十八条 事業主等又は連合会は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法により、給付の支給及び掛金の額の計算に関する事務の委託

第一項の規定は、前項の規定による届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等又は連合会に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第一百条 事業主等は、毎事業年度終了後四月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第一百一条 事業主等は、前項の書類を確定給付企業年金の事業所又は基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならぬ。

2 事業主等は、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(事業主等)

第一百二条 連合会は、毎事業年度終了後六月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その業務についての報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第一百三条 連合会は、前項の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、同条第二項中「事業主等」とあり、及び「確定給付企業年金の実施事業所又は基金」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第一百四条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等又は連合会に対し、その事業の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第九十条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(事業主等又は連合会に対する監督)

第一百五条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主等若しくは連合会の確定給付企業年金に係る事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の处分に違反していると認めるとき、事業主等若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は事業主若しくは基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、事業主又は基金若しくは連合会若し

よる死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等又は連合会に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第一百六条 事業主等は、毎事業年度終了後四月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第一百七条 事業主等は、前項の書類を確定給付企業年金の事業所又は基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならぬ。

2 事業主等は、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(事業主等)

第一百八条 連合会は、毎事業年度終了後六月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その業務についての報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第一百九条 連合会は、前項の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、同条第二項中「事業主等」とあり、及び「確定給付企業年金の実施事業所又は基金」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第一百十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等又は連合会に対し、その事業の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第九十条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(事業主等又は連合会に対する監督)

第一百一条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主等若しくは連合会の確定給付企業年金に係る事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の处分に違反していると認めるとき、事業主等若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は事業主若しくは基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を怠つていると認めるときは、期間を定めて、事業主又は基金若しくは連合会若し

(適格退職年金契約に係る権利義務の厚生年金基金への移転)

第二十六条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十日までの間に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

第二十七条 第一百七条第三項の規定は、厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合について準用する。

第二十八条 第二項の規定により当該厚生年金基金が前項の認可の申請を行った場合においては、当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第二十九条 第二項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第三十条 第二項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第三十一条 第二項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第三十二条 第二項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第三十三条 第二項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第三十四条 第二項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第三十五条 第二項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第三十六条 第二項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる同法第四十一条の規定は、適用しない。)の施行前に定めるものほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置)

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。
**附 則 (平成一四年一二月一三日法律第六六四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。**

する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理条例法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前に当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

2 前項の公的年金制度についての見直しを行う。

3 に当たっては、公的年金制度の「元化」を展望し、体系の在り方について検討を行うものとす

る。

4 し、体系の在り方について検討を行うものとす

る。

5 とす

る。

6 する。

7 とす

る。

8 とす

る。

9 とす

る。

10 とす

る。

11 とす

る。

12 とす

る。

13 とす

る。

14 とす

る。

15 とす

る。

16 とす

る。

17 とす

る。

18 とす

る。

19 とす

る。

20 とす

る。

21 とす

る。

22 とす

る。

23 とす

る。

24 とす

る。

25 とす

る。

26 とす

る。

27 とす

る。

28 とす

る。

29 とす

る。

30 とす

る。

31 とす

る。

32 とす

る。

33 とす

る。

34 とす

る。

35 とす

る。

36 とす

る。

37 とす

る。

38 とす

る。

39 とす

る。

40 とす

る。

41 とす

る。

42 とす

る。

43 とす

る。

44 とす

る。

45 とす

る。

46 とす

る。

47 とす

る。

48 とす

る。

49 とす

る。

50 とす

る。

51 とす

る。

52 とす

る。

53 とす

る。

54 とす

る。

55 とす

る。

56 とす

る。

57 とす

る。

58 とす

る。

59 とす

る。

60 とす

る。

61 とす

る。

62 とす

る。

63 とす

る。

64 とす

る。

65 とす

る。

66 とす

る。

67 とす

る。

68 とす

る。

69 とす

る。

70 とす

る。

71 とす

る。

72 とす

る。

73 とす

る。

74 とす

る。

75 とす

る。

76 とす

る。

77 とす

る。

78 とす

る。

79 とす

る。

80 とす

る。

81 とす

る。

82 とす

る。

83 とす

る。

84 とす

る。

85 とす

る。

86 とす

る。

87 とす

る。

88 とす

る。

89 とす

る。

90 とす

る。

91 とす

る。

92 とす

る。

93 とす

る。

94 とす

る。

95 とす

る。

96 とす

る。

97 とす

る。

98 とす

る。

99 とす

る。

100 とす

る。

101 とす

る。

102 とす

る。

103 とす

る。

104 とす

る。

105 とす

る。

106 とす

る。

107 とす

る。

108 とす

る。

109 とす

る。

110 とす

る。

111 とす

る。

112 とす

る。

113 とす

る。

114 とす

る。

115 とす

る。

116 とす

る。

117 とす

る。

118 とす

る。

れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

ものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十二条第一項の認可 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百三十三条第一項の場合において納付すべき額は、政令で定める基準に従い当該存続厚生年金基金の規約で定めるところにより算定した額とする。

前項の場合において納付すべき額の前納の手続、前納された責任準備金相当額の還付その他の責任準備金相当額の全部又は一部の前納について必要な事項は、政令で定める。

前二項に定めるもののほか、責任準備金相当額の前納の手続、前納された責任準備金相当額の一部の前納について必要な事項は、政令で定める。

(自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納)

第十八条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定は、附則第七項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を徴収する場合について適用する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百三十三条第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を徴収する場合について適用する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条第二項中「第一百一十二条第二項の厚生労働大臣の承認又は第一百十二条第一項の厚生労働大臣の認可」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三条)」附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十五条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条のとされた改正前確定給付企業年金法第百三十三条の規定は、前項の規定により附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十五条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百三十三条の規定を準用して物納をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

(清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

厚生労働大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請をした清算型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 政府は、前項の認定を受けた清算型基金が前項の規定により解散したとき（当該解散した日ににおける年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。）は、附則第八条の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、減額責任準備金相当額を当該清算型基金から徴収する。この場合において、附則第十四条第四項の規定は適用せず、附則第五条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとして、減額責任準備金相当額を当該清算型基金の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号）」附則第十一項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

（清算型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等）

第二十二条 清算型基金及びその設立事業所の事業主が前条第一項の承認を受けた場合において、当該清算型基金が附則第十九条第九項の規定により解散したとき（当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。）は、政府は、附則第八条の規定にかかわらず、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該清算型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の清算型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。

（清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納）

第二十五条 附則第五条第一項の規定によりなされた改正前確定給付法の規定は、附則第二十一条の規定によりその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。

第二十二条第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を徴収する場合について準用する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条第二項中「第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百二十二条第一項の厚生労働大臣の認可」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十九条第七項の承認」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第三百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、前項の規定により附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十三条の規定を準用して物納をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十六条 附則第十一條から前条までに定めるもののほか、自主解散型基金及び清算型基金に關し必要な事項は、政令で定める。
(特定基金に関する経過措置)

第二十九条

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する場合におけるこの附則又は改正後確定給付企業年金法の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
(解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付)

第三十五条 施行日以後に解消した存続厚生年金基金（当該解消した日における年金給付等積立基金）が責任準備金相当額を下回るものを除く。は、規約で定めるところにより、その設立事業所（政令で定める場合には、設立事業所の一部。以下この項及び次条において同じ。）が確定給付企業年金の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下この項において同じ。）となつてゐる場合又は実施事業所となる場合であつて、あらかじめ、当該存続厚生年金基金から前条第四項の規定により当該設立事業所に使用さ

れる解散基金加入員等（解散した厚生年金基金がその解散した日において年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。）に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の交付を受けることができる旨が定められているときは、当該確定給付企業年金の事業主等（改正後確定給付企事業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）に残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への交付を申し出ることができる。

（二）該確定給付企業年金の事業主等は、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が前項の規定による申出に従い、残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、規約で定めることにより、当該解散基金加入員等に対し、改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下「老齢給付金等」という。）の支給を行うものとする。

当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が第一項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、前条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員等に分配されたものとみなす。

金加入員等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。
（解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）

する義務を負っていた者をいう。(以下同じ。)第三十四条第四項の規定により当該退職金共済契約の被共済者として同条第三項に規定する被共済者(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合には、附則第三十四条第四項の規定により当該退職金共済契約の被共済者となつた解散基金加入員に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)のうち被共済者持分額(当該残余財産のうち、当該被共済者となつた解散基金加入員の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の額の交付を独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)に申し出ることができる。この場合において、同項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(附則第三十六条第一項の規定による申出に従い交付されたものを除く。)」とする。

機構が前項の規定による申出に従い残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額の交付を受けた場合において、当該交付された額(以下の条において「交付額」という。)のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛け金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数(掛け金の納付があつた月数をいう。次項において同じ。)に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者が在続厚生年金基金の加入員であつた期間の月数を超えることができない。

交付額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企业退職金共済法第十一条第一項のただし書及び第二項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる項目の規定による通算後の掛け金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 残余の額。次号において「計算後残余額」という。

二十二月以上 中小企業退職金共済法第十一条

第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

前項の残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者については、当該事業主は、中小企業退職金共済法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付されたときは、当該事業主は、その旨を当該交付額に係る被共済者となつた当該解散基金加入員に通知しなければならない。

第一項の規定は、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を被共済者とする退職金共済契約を当該解散する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、同項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項において準用する第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金共済法の額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわらず、同項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして同法の規定により算定した退職金額に、当該交付のあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該交付額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該交付のあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該交付額）を加算した額とする。

第七項において準用する第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

は、解散基金加入員等（当該存続厚生年金基金が解散した日において附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の規定により支給する死亡を支給理由とする年金たる給付の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該存続厚生年金基金の清算人附則第三十四条第四項の規定により解散基金加入員等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の存続連合会への移換を申し出ることができる。

当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該解散基金加入員等に対し、存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

改正後確定給付企業年金法第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、前項の存続連合会遺族給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項において準用する改正後確定給付企業年金法第五十一条第一項の規定にかかるらず、当該解散基金加入員等が死亡したときは、存続連合会の規約で定めるところにより、当該解散基金加入員等の次の順位の遺族に存続連合会遺族給付金（一時金として支給するものに限る。次項において同じ。）を支給することができる。

前項の遺族は、当該解散基金加入員等に係る改正後確定給付企業年金法第四十八条各号に掲げる者とし、存続連合会遺族給付金を受けることができる。遺族の順位は、存続連合会の規約で定めることによる。この場合において、同一条第一号中「給付対象者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号）附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等（以下この条において「解散基金加入員等」という。）」と、同条第二号及び第三号中「給付対象者」とあるのは、「解散基金加入員等」とする。

項」とあるのは、「附則第四十五条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは、「附則第四十五条第三項」と、「存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金」とあるのは、「存続連合会遺族給付金」と読み替えるものとする。

附則第四十二条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する附則第四十三条第五項の規定による通知について準用する。

(確定給付企業年金中途脱退者に係る措置)

第四十六条 確定給付企業年金中途脱退者は、確定給付企業年金の事業主等に確定給付企業年金中途脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出ることができる。

当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る確定給付企業年金中途脱退一時金相当額を移換するものとする。

存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行ふものとす。

当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換したときは、当該確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

存続連合会は、確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(終了制度加入者等に係る措置)

第四十七条 終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十一第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)は、終了した確定給付企業年金の清算人による改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行つることとなつたときは、その旨を当該終了制度加入者等又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第四十八条 存続連合会が附則第四十条第二項第四号に掲げる業務を行つている場合にあつては、終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十一第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において「終了制度加入者等」といふ。)は、当該確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

7 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

8 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

